



非課税（未成年者）口座の開設先金融機関に関する確認依頼書

令和 年 月 日

税務署長 殿

(依頼者)
住所又は居所

ふりがな

氏名

電話番号 ()

確認対象者との関係（いずれかに○を付す）
本人 ・ 法定代理人

下記の者について、租税特別措置法第37条の14第5項又は同法第37条の14の2第5項に規定する非課税（未成年者）口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の有無の確認を依頼します。

記

必要事項を記入してください。

確認対象者	住所（居所）	
	ふりがな氏名	
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
備考		

【税務署整理欄】

依頼者 本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険等の被保険者証			
	☐ 個人番号カード ☐ 在留カード、特別永住者証明書			
	☐ その他 ()			
代理人確認	☐ 戸籍謄本			
	☐ 登記事項証明書			
	☐ その他 ()			
受付番号	確認結果	決 裁		摘 要
		統括官	担当者	

非課税（未成年者）口座の開設先金融機関に関する確認依頼書の記載要領等

I この確認依頼書は、確認対象者が、N I S A（少額投資非課税制度）の非課税（未成年者）口座の開設の有無又は非課税（未成年者）口座を開設した金融商品取引業者等の営業所（以下「開設先金融機関」という。）を確認しようとする場合に使用してください。依頼者は、当該確認依頼書を確認対象者の住所地（住所を有しない場合には居所地）の所轄税務署長に提出してください。

なお、当該確認依頼書を提出する場合には、以下のとおり本人確認書類等の提示又は提出が必要となります。

1 窓口に来署して当該確認依頼書を提出する場合には、住所及び氏名が記載されている次のような本人確認書類を提示又は提出してください。

- ① 運転免許証
- ② 健康保険等の被保険者証
- ③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 17 条に規定する個人番号カード
- ④ 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 に規定する在留カード
- ⑤ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書
- ⑥ 上記①ないし⑤以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により交付された書類であって、当該依頼者が本人であることが確認できるもの

2 郵送により当該確認依頼書を提出する場合には、1 の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（確認依頼書を提出する日前 30 日以内に作成されたものに限り、複写物は認められません。）を提出してください。

3 法定代理人が依頼者となって当該確認依頼書を提出する場合には、法定代理人自身の 1 に掲げる書類又は 2 に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（確認依頼書を提出する日前 30 日以内に作成されたものに限り、複写物は認められません。）を提出してください。

4 開設先金融機関の有無を確認するに当たっては、現在の住所及び氏名のほか、旧住所又は旧姓などを確認できる書類の提示又は提出が必要になることがあります。

II 記載に当たっての注意事項

1 「依頼者」欄には、この確認依頼書を提出する本人（又は法定代理人）の住所又は居所、氏名、電話番号及び確認対象者との関係を記載してください。

2 「確認対象者」欄には、この確認依頼書により開設先金融機関を確認しようとする対象者の住所又は居所、氏名及び生年月日を記載してください。